The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大元ウルス高官任命命令文研究序説
Author(s)	堤, 一昭
Citation	大阪外国語大学論集. 2003, 29, p. 175-194
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79925
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大阪外国語大学論集第29号（2003年）

大元ウルス高官任命命令文研究序説

堤　　一　昭

An Introduction to studies on the Edicts for Appointment of high officials of the Dai-ön ulus (the Yuan Dynasty)

TSUTSUMI Kazuaki

1. Recent studies of the edicts in the Mongol-Yuan Period in Japan

Over the past decades, a considerable number of articles have been devoted to the study of the edicts in the Mongol-Yuan Period (13th-14th centuries). Among these studies, the following studies deserve attention.

(1) Classification of the edicts according to their language and letter/ character (Sugiyama 1989; Ono 1997)

(2) Analysis of style of the edicts (Matsukawa 1995; Ono 1997).

But little is known about style of the edicts contained in Chinese books. In this paper I will make an analysis of the edicts for appointment in Chinese books.

2. The edicts for appointment of high officials in *Xiàntáitōngjì, Nántáibèiyào* and *Yuándiǎnzhāng* —— their historical value

Xiàntáitōngjì and *Nántáibèiyào* consist of over 200 official documents on affairs of the Censorate and the South Branch Censorate. *Yuándiǎnzhāng* also consists of many official documents in the Mongol-Yuan Period. In these documents there are 49 edicts for appointment of high officials of the Dai-ön ulus (the Yuan Dynasty). These 49 edicts don't survive in their original form (language, disposition, etc.). But rarely survived edicts for appointment high officials of the Mongol-Yuan Period, therefore, they have much historical value.

3. Analysis of the 49 edicts

I. Language: (a) A sort of translationese Chinese in Mongolian word-order (the late Irinčin called it "元代硬译公牍文体"), (b) Classical literary Chinese, and mixture of these two languages.

II. Style: Type A: (1) title, (2) date, (3) starting typical phrase (Intitulatio), (4) Publicatio, (5) Narratio, (6) Inscriptio, (7) Dispositio-I, (8) warning, (9) Dispositio-2, (10) last typical phrase; Type B : (1) title, (2) date, (3) suggestion by official (of

Censorate), (4) approval of Emperor, (5) last typical phrase. Type C: (1) title, (2) date, (3) starting typical phrase, (4) appointment by Emperor, (5) last typical phrase. Strictly speaking, in type B, only part (4) is an imperial edict.

4. Characteristics of the edicts

(1) These 49 edicts are a sort of notice which informs officials concerned of the appointment of high officials (most of them are Censors-in-chief). (2) Their styles are almost completely different from the style of the Tang and Song Dynasty. The Dai-ön ulus (the Yuan Dynasty) adopted new style of edict. (3) Type A corresponds to Matsukawa's the *Daiyuan-Ulus* (the Dai-ön ulus) *Style* in the Mongolian edicts. Also Type B and Type C almost correspond to the style Ono advocated.

5. Conclusions

(1) In Appointment of high officials, Emperors of Yuan Dynasty issued Mongolian edicts. The edicts for appointment of high officials in *Xiàntáitōngjì*, *Nántáibèiyào* and *Yuándiǎnzhāng* are translations from Mongolian edicts. (2) Many translations from Mongolian edicts are contained in other Chinese books in the Mongol-Yuan Period. The future direction of this study will be extraction and analysis of these edicts.

1. はじめに——日本における近年のモンゴル時代命令文研究

本稿は，大元ウルス（元朝）期の漢文典籍中から，高官の任命に関する聖旨 49 通を抽出・分析し，それらがいわゆる「モンゴル命令文」の一種であること，「モンゴル命令文」の比較研究・大元ウルスの歴史研究の史料として注目すべきことを述べる。そのためには，まず日本における近年の研究動向にふれておかねばならない。

13・14 世紀のモンゴル帝国とその時代に関する歴史研究は，アジアの歴史研究のなかでも屈指の蓄積を持つ分野であろう。近年，研究が盛んになる中，日本でこの時代を「モンゴル時代」と名付けて世界史上の画期とする見方も広まってきた。時代の特質を示すものの一つとして，モンゴル大カアンをはじめとする支配者たちが発し，ユーラシアの東西にわたり多種多様な形で残されている命令文，「モンゴル命令文」の研究が，最近日本でとみに活発化している。

その「モンゴル命令文」の諸研究の中で，今回注目するものは，以下の二方面の研究である。第一は，「モンゴル命令文」の分類である。まず杉山正明が各種の命令文の使用言語・文字・伝存状況による群別を示し，その後の新出史料をも加えて小野浩が改訂し 16 群に分類した（杉山 1989，小野 1997。「附録 1.：使用言語・文字・伝存状況より分類したモンゴル時代命令文」参照）。

第二は，「モンゴル命令文」の書式分析である。松川節と中村淳は新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑やモンゴル語命令文の詳細な分析をおこない，そこに見いだされる書式を提示し，「大元ウルス書式」と名付けて定型化した（中村・松川 1993, pp.15-22，松川 1995, pp.36-46.「附録 2.：モンゴル時代命令文の書式分析」参照）。モンゴル語命令文の分析により示されたこの書式は，ほかの各種命令文を分析する際の，比較の原点として大きな意味を持つものと言える。

また小野浩は，モンゴル語のものをはじめチベット語・ペルシア語・テュルク語・ラテン語訳ほか命令文のさまざまなヴァージョンをも視野に入れて，それらに通有のスタイルを最大公約数的に示した（小野 1997, pp.206. 同じく附録 2. 参照）。加えて杉山，小野は命令文発令の過程に関しての仮説を提出している（附録 1 の「補：発令過程についての仮説」参照）。

以上の研究より早く，本田實信はペルシア文典籍 *Jāmi' al-Tavārīkh*『集史』および *Dastūr al-Kātib*『書記規範』中の命令文の詳細な研究を行っている（本田 1959, 同 1982, 同 1983）。言うまでもなく，これらはモンゴル時代のイラン，フレグ・ウルスおよびその後継ジャライル朝で編纂された重要史料である。そして本田は，*Dastūr al-Kātib*『書記規範』中の任命に関する命令文の書式を見いだした（本田 1983,pp.94-95. また附録 2. 参照）。松川，小野，本田がそれぞれに見いだした書式は，本稿で行う漢文典籍中に含まれる命令文分析にもきわめて有効と考えられる。

以上に示した「モンゴル命令文」の研究には粗密がある。杉山・小野らによる 16 群の分類にしたがえば，1,2,5,6,10 の各群（附録 1. 参照）に研究が集中している。逆に研究の手薄であるのは，「12. モンゴル語直訳体白話風漢文の碑刻・典籍」，「13. 文語・吏牘漢文の碑刻・典籍・書簡」の中の，典籍中に収録・引用された命令文である。当代の漢文典籍の分量からしても，その中に残された「モンゴル命令文」の分量は全 16 群中最多の可能性がある。だが，海老沢哲雄の先行研究は存するものの，研究はまだ十分でないといわざるを得ない。そのなかで，高橋文治と杉山正明の研究は注目される（海老沢 1976，同 1984，高橋 1991，杉山 1995，pp.140-145）。

著者も『南臺備要』『元典章』中の命令文 2 通の試訳・分析を行い，行論中の重要な典拠とした（堤 1996, pp85-86，同 1998a, pp.180-182。この 2 通は本稿の附録 3. A タイプ【A01】【A02】である）。また，『憲臺通紀』『南臺備要』中の御史臺高官の任命に関する聖旨の研究の必要性を指摘した（堤 1998b，同 2000a, p.12，同 2000b, p.214）。

本稿では，大元ウルス（元朝）期の漢文典籍のうち『憲臺通紀』『南臺備要』および『元典章』に，大元ウルス高官の任命に関する「モンゴル命令文」が多く収録されていることに注目し，それらを抽出して上記の研究の成果，とくに書式分析と対照してその特徴を考察する。さらに他の漢籍も含めて，今後いかなる研究をなしうるかを考えてみたい。

2. 『憲臺通紀』『南臺備要』および『元典章』所載の大元ウルス高官任命命令文

さきに言及した松川・中村，小野らの示した書式を念頭に置いて大元ウルス期漢文典籍

を通覧すると，「モンゴル命令文」の範疇に入りうるものが，言語はモンゴル語直訳体白話風漢文・文語漢文のものも，また形態は蒙漢合璧碑の漢文面に近い形で収められたものから，収録・引用の際の節略・改変を経たと思しいものまで，聖旨をはじめとする命令文が多種多様にそして実に多数見いだされる。

当代の公文書を多く収録・引用するものとして『憲臺通紀』『南臺備要』『元典章』のほか，『経世大典』佚文や序録，『通制条格』，『秘書志』，『廟学典礼』は言うまでもない。それら以外にも，『事林廣記』などの類書，『仏祖歴代通載』『至元辨偽録』など仏教史籍，さらには『元史』・『高麗史』のような後代の編纂史書にも引用が見いだされる。また元刊の各種漢籍のうちには，冒頭や書中に「モンゴル命令文」を残すものがある（たとえば『勅修百丈清規』（至正三年建安余氏刊本）冒頭には順帝トゴン・テムルの聖旨および帝師クンガーレクギェルツェンペーサンポ公哥児監藏班藏トの法旨等が載り，『（至正）金陵新志』巻一には大集慶龍翔寺の図に添えてトゴン・テムル聖旨の「抄白（写し）」が載る）。これらも相当数あると考えられる。

今回とりあげるのは，以上のうち『憲臺通紀』『憲臺通紀続集』『南臺備要』および『元典章』中の任命に関する命令文である。これらは，大元ウルスの御史臺・行御史臺および中書省の，御史大夫や中書右丞相ら高官たちの任命に際して発令された大カアンの聖旨等である。ちなみに前三書は『永楽大典』巻二六〇八から二六一一に収められた形で存するが，御史臺・行御史臺の業務に関わる文書が合わせて 202 件（付けられた題目数。一題目の中に何通かの文書が収められる場合もある），各書ともほぼ年代順に配列されている。その四分の一近くの 47 通（双方に同じものが一件あるため，46 通）が高官任命関連のものである。これら典籍の存在は夙に知られていたものの（内藤 1917，京大東洋史 1954 など），利用されることは少なく，上記の事実もこれまで注目されることはなかった。また『元典章』に上記と共通する命令文，また同形式の任命関連の命令文が載ることについても，著者が以前言及した以外取り上げたものを見ない（堤 1998a, pp.180-182）。

これらの命令文を以下の手順で抽出した。『憲臺通紀』『憲臺通紀続集』『南臺備要』からは，二つの基準のいずれかにあてはまるものを抽出する。1. 松川・小野・本田の書式に類似すると判断されるもの，2. 各文書に付けられた題目から任命に関すると判断されるもの。その結果が上記の 46 通である。つぎに『元典章』からも『憲臺通紀』等から抽出したものと類似の形式・内容であると判断されるものを抽出すると 7 通を得るが，先の 46 通との重複が 4 通あるため，合計は 49 通となる。結果を「附録 3.：『憲臺通紀』『南臺備要』『元典章』所載の高官任命命令文リスト」に示す（以下【】付きで示すのは，このリストでの番号である）。

詳しい分析は次章で行うが，そのあらましはつぎの通りである。

御史臺の高官任命に際してのものが最多で 42 通，行御史臺は 3 通，中書省は 4 通。大多数は各々の長である御史大夫，中書右丞相・左丞相の任命に関するものであるが，第二・三・四位の御史中丞・侍御史・治書侍御史のものも含む。ちなみに，その他の官署の高官に関するものは今回見いだし得なかった。

内容は，新たに上記の官に叙任するもの，それに加えて任務（御史臺では主に監察の強化）を命ずるもの，また新たな叙任を含まず，すでに上記の官に在る者に任務を命ずるものがある。すべてに時の大カアンの聖旨を含むが，それ以外の要素を含むものもある。本稿では，叙任と任務の命令を「任命」ととらえ，抽出した49通の命令文を「大元ウルス高官任命命令文」と呼ぶこととしたい。

これら「大元ウルス高官任命命令文」抽出の価値は，大元ウルス政権中枢に位置する御史大夫らの任命に関わる命令文が世祖クビライ期から順帝トゴン・テムル期にわたり一定量のまとまりとして見ることができるようになったことである。「モンゴル命令文」研究にも，また大元ウルスの政治史・政策史研究にも資するところ大きいと考えられる。先にもふれたように，これまでの「モンゴル命令文」研究には偏りがあった。政権外の，仏寺道観への免税等の特権付与に関わる碑刻についてのものが圧倒的に多かった。中村・松川により研究された「少林寺聖旨碑」第一截が仏僧管轄の委任に関するものとして特記される状況にあった（中村・松川 1993, pp.11-12）。教皇・フランス王や日本への「国書」も対外的なものである。モンゴル政権内の各種官職への任命文書を収録する *Dastūr al-Kātib*『書記規範』は本命令文と対比しうるものであるが，人名・日付が多く省かれており公文書用例集の性格を有する。まず以上の点に，本命令文49通の研究の価値が存する。

一方で，「大元ウルス高官任命命令文」は，「モンゴル命令文」研究の資料として，限界があることも心得ておかねばならない。それは，典籍収録に至るまでに幾多の改変・節略（おそらくは言語も）が施されていると想定されるからである。『永楽大典』に収録された形で残る『憲臺通紀』『憲臺通紀続集』『南臺備要』からは，「文書」研究の際に重要な，改行・擡頭・空格といった配置のありさまを窺うことができない。元刊本の形で見られる『元典章』に載るものはその点，より原形に近い形と考え得る。しかし，これとても「文書」そのものではない。収録された文書の一部には「節該」「節文」と明示されるように，収録の際の改変・節略を考慮しなければならない。

しかし，改変・節略などが加えられた形を見ることは，ある意味で有用なことでもある。松川らのモンゴル語命令文の研究により，いわば原点としての文書の形を知ることができ，また杉山らの蒙漢合璧碑文の研究で，漢文部分がどうモンゴル文と対応するかも知ることができるようになった。モンゴル文の文書や合璧碑文と比較することで，大元ウルス期に命令文が，どこをどのように改変されて典籍に収録され（おそらくはそれ以前に，何らかの文書の形で官署に蓄積されて），参照利用されたか，すなわち文書行政のありかたの一端を考える手がかりとなりうるからである。

3. 大元ウルス高官任命命令文の分析

(1) 3つのタイプ

「大元ウルス高官任命命令文」49通は書式から3つのタイプに大別することができる。以下，それが記された言語・書式・付けられた題名から各々分析する。

1. 言語：（1）モンゴル語直訳体白話風漢文（イリンチンはこれを「硬訳公牘文体」と呼んだ。イリンチン 1982 参照），（2）文語漢文。一通の中でもこれら両者が混淆する場合が多く，各通を区分しがたい。以下のＡタイプは（1）（2）および混淆いずれもあるが，Ｂ・Ｃタイプは（1）のみである。
2. 書式：以下のＡ・Ｂ・Ｃの３タイプがある。Ｂ・Ｃタイプの命令文はＡタイプのものよりも短い。厳密に言うと，Ｂタイプはその中の（4）の要素のみが，大カアンの聖旨である。なお『元典章』のものはＡタイプのみである。「附録 2.：モンゴル時代命令文の書式分析」を参照されたい。
   - Ａタイプ(28 通)：(1)題名，(2)(発令)年月日，(3)冒頭定型句，(4)宛名(発令対象者)，(5)先例・いきさつ，(6)発布宣言，(7)被任命者への命令，(8)発令対象者への命令と威嚇文言，(9)被任命者への威嚇文言，(10)末尾定型句。
   - Ｂタイプ(10通)：(1)題名，(2)(発令)年月日，(3)(御史臺)官による上奏，(4)大カアンによる裁可，(5)末尾定型句。
   - Ｃタイプ(11通)：(1)題名，(2)(発令)年月日，(3)冒頭定型句，(4)大カアンによる任命，(5)末尾定型句。
3. 題名：「命…（人名）…為…（官名）…［制］」（ある人物をある官とする［制］）という叙任を示すものや，「整治臺綱」のような任務内容を記すものが多い。前者はＡ～Ｃの３タイプともに付けられ，後者はＡタイプのみである。また新たな叙任を含まない場合，後者でＡタイプのみであるが，後者の題名でも叙任の場合がある。なお，「制」字の有無は書式および官の上下とは無関係である。これら題名は，官署での文書保管の際，または典籍編纂時に判別のため付けられたものと推測される（たとえば【A12】では『元典章』と『憲臺通紀』とで付けられた題名が異なる）。

(2)各タイプの実例

各３タイプの典型的な例を，上記の書式分析による要素に分解し，試訳を添えて示す。

● Ａタイプ：【A04-X】（直訳体漢文）

(1) 題名：「『立行御史臺官』」（行御史臺の官を定める）

(2) 年月日：「大徳八年三月二十四日」

(3) 冒頭定型句：「欽奉皇帝聖旨」（つつしんで奉じた皇帝のおおせ）

(4) 宛名（発令対象者）：「蠻子田地裏有的，行中書省爲頭各衙門官人毎・令史毎根底；軍人毎根底；衆百姓毎根底，宣諭的聖旨」（マンジの地（江南）にいる行中書省をはじめとする各役所のノヤンたちに，令史たちに，軍人たちに，おおくの百姓たちにのべ諭したおおせ）（※直訳体漢文の「…毎根底宣諭的聖旨」との表現が，文語漢文では「諭…」となる。）

(5) 先例・いきさつ：（※この聖旨では，もとから無いかまたは省略されている）

(6) 発布宣言：「如今，交阿里馬爲頭做行御史臺大夫委付了也。」（いま，阿里馬を長として行御史臺大夫を委ねたぞ。）

(7) 被任命者への命令：「大小勾當裏，他行的官人每・令史每行的是的不是的體察者。軍民生受的，省論者。大勾當有呵，奏将來者。小勾當有呵，他每依着體例就断者。除這的外，合行的勾當有呵，依着在先行來的聖旨體例裏，體察者。更，廉訪司官人每・監察每等用心謹慎行者。」（大小の仕事でそこ（マンジ）に赴いたノヤンたち令史たちの行いが正しいか正しくないか念入りに監察せよ。軍・民が苦しんでいれば，教え戒めよ。大きな事であれば奏してこい。小さな事であれば彼らがきまりによってその場で処断せよ。この他に，行うべき事があれば，これまで行ってきたおおせのきまりによって，念入りに監察せよ。さらに，廉訪司のノヤンたち・監察御史たちは注意してしっかりと行え。）

(8) 発令対象者への命令と威嚇文言：「這的每勾當其間，不揀是誰休入去者。入去的人不怕那。」（これらの者たちが仕事をする際には，誰であろうと介入するな。介入した者は畏れないであろうか。）

(9) 被任命者への威嚇文言：「這的每更這般道來也麼道，没體例的勾當做呵，他每更不怕那。」（これらの者たち（阿里馬と他の行御史臺官）もこのように言ったといって，きまりにないことをしたら，彼らも畏れないであろうか。）（※文語漢文では，「彼或恃此，非理妄行，寧不懼罪」【A17】のように表現される。）

(10) 末尾定型句：「聖旨。欽此。」（おおせ。これをつつしめ。）

●Bタイプ：【B 03】

(1) 題名：「『命頑閭爲侍御史』」（頑閭に命じて［彼を］を侍御史とする）

(2) 年月日：「元貞二年二月初五日」

(3) （御史臺）官による上奏：「本臺官奏「阿忽歹底兄弟頑閭，交這臺裏做侍御史呵，怎生」麼道奏呵，」（本臺（御史臺）の官が奏した「アクタイの兄弟の頑閭を，この臺で侍御史にしたらどうか」と奏したところ，）

(4) 大カアンによる裁可：「『那般者』」（「そのようにせよ」と）

(5) 末尾定型句：「聖旨了也。欽此」（おおせがあった。これをつつしめ。）

●Cタイプ：【C01】

(1) 題名：「『命伯忽爲御史大夫』」（バイクゥに命じて［彼を］御史大夫とする）

(2) 年月日：「皇慶二年正月初二日」

(3) 冒頭定型句：「本臺官特奉聖旨」（本臺（御史臺）の官が特に奉じたおおせ）

(4) 大カアンによる任命：「交伯忽塔思不花替頭裏做大夫者。初四日好日頭有。交那一日禮上日。」（バイクゥをタシュブカの代わりに大夫とせよ。初四日は吉日である。その日を任命式の日（禮上日）とせよ。）

(5) 末尾定型句：「麼道聖旨了也。欽此。」（と，おおせがあった。これをつつしめ。）

(3) 高官任命命令文の性格

分析の結果，「高官任命命令文」には以下の四点の性格が見いだされる。

第一は，これらの命令文は叙任状というよりは，高官に任命した（原文では「委付」。対応するモンゴル語は tüši-。本田 1965, pp.424-425 参照）事実を，それに関係する者たちへ布告する性格を持つと考えられることである。とくにAタイプでは関係者が（4）宛名（発令対象者）という形で明示される。B・Cタイプの命令文も，それらが『憲臺通紀』『憲臺通紀続集』『南臺備要』に収録されたこと自体が，布告としての性格をもと有したことを示すと考えられる。この布告としての性格は，*Dastūr al-Kātib*『書記規範』中の任命文書例の性格とまったく同じである（本田 1982,p.77，同 1983,p.94）。

第二に，これらの命令文の書式A・B・Cタイプとも，これまで松川・中村，小野，本田らにより提唱された書式と若干の相違はあるがほぼ合致し，「モンゴル命令文」の書式の一例と考えられることである（「附録 2.：モンゴル時代命令文の書式分析」を参照）。抽出過程から半ばは自明ではあるが確認しておきたい。Aタイプは松川らの範疇に，B･Cタイプも小野の示した最大公約数的なものの範疇に入りうる。主な相違点である，題名の付与・（発令）年月日の位置･発令地の省略などは，翻訳または編纂といった典籍所収に至るまでの改変の結果であると考えられる。末尾定型句や年月日は【A06】の如く，文書末尾に「聖旨俺的。羊児年十月十五日」とある形が，また冒頭定型句も【A27】の如く「長生天気力裏，大福廕護助裏，皇帝聖旨」とある形が，より原形に近いと考えられる。

第三は，これらの高官任命命令文は，まずモンゴル語で発令され，それが文書化されたものであり，現存の形はその翻訳と考えられることである（附録 1. の「補：発令過程についての仮説」参照）。蒙漢合璧碑文の文例から，モンゴル文が部分的に想定しうる。

- 冒頭定型句：【A27】「長生天気力裏，大福廕護助裏，皇帝聖旨」möngke tengri-yin küčün–dür yeke su ǰali-yin ihe'en–dür qa'an ǰarliγ（永遠の天の力のもとに，大いなる福の助けのもとに，カアンのおおせ）
- 被任命者への威嚇文言：「没體例的勾當做呵，他每更不怕那。」yosu üge'ün üiles üiledü'esü ülü'ü ayuqun mud（きまりにないことをしたら，彼らも畏れないであろうか。）
- 末尾定型句：【A06】「聖旨俺的。羊児年十月十五日（寫來。）」" ǰarliγ manu. qonin ǰil übül-ün teri'ün zara-yin harban tabun-a（bičibei）（われらがおおせ。ヒツジの年十月十五日）

モンゴル語で発令されたものの翻訳と考えた理由は三つある。（1）「聖旨」とは「国語」（モンゴル語）によるものをいうとする『経世大典序録』帝制の記載（「国朝以国語訓勅者曰聖旨」）。（2） 49 通中の大元ウルス高官＝被任命者はモンゴルほかダウラト・シャー［A16］といったイラン系ムスリム，少なくともすべて非漢人である。そして宛先の官署の長も多くはモンゴルであろう。大カアンから発令された彼らに関係する文書が，はじめからモンゴル語直訳体白話風漢文や文語漢文およびその混淆の形であったとは考えがたい。元末のトゴン・テムル時代でさえ中国華北の道観に発令されたモンゴル文の聖旨が碑刻の

形で残る(杉山 1988, 同 1991)。それ以前なら政権の高官に関する文書はまずモンゴル語で文書化されたと考えるのが自然である。(3) 同一の命令文であるにもかかわらず，細部の字句が異なる例がある（【A12-Y】と【A12-X】)。大カアンの命令をまず漢文で記したのであれば，これは起こりえない。モンゴル文の文書が，別々に翻訳されたものと考えるべきである。

もっとも，現状では49通の各々すべての部分がモンゴル文で記されていたかどうかを確証するすべはない。モンゴル語直訳体がモンゴル語と漢語の介在言語として，漢語からモンゴル語への翻訳の際の途中にも用いられた可能性の指摘もある（太田 1954，pp.273-275。漢語古典の翻訳・進講の際の事例からの推測ではある)。Aタイプにある，箇条書きで任務の細則を示した部分（条画）はなお検討の余地はあるだろう。またB・Cタイプのような大カアン周辺でのやりとりを短く記録したようなものは，モンゴル語による口頭でのやりとりを，モンゴル文を通さずに直接に直訳体の文に記すことも可能ではあったかも知れない（鄭・金・佐藤 2002, p.371-372，高橋 1991，pp.418-419 参照)。

第四は，一部の命令文に「制」と題されているものの，そうでないものも含めて，それまでの中国王朝の「制」や高官任命の文書書式とは全く異なることである。唐代や宋代の高官任命の書式や実例は，唐公式令の「制書式」や『唐大詔令集』『文苑英華』『宋大詔令集』等から知ることができるが，くわしい対比をするまでもなく今回の「大元ウルス高官任命命令文」の書式がそれらを継承したとは考えがたい。なお，大元ウルス期にも中国前代と同様の「制」が発せられたことは，『国朝文類』巻十一・十二に載せられた実例から分かる。だが，それらはいずれも追封・贈諡といった死後ないしは名目的なものである。したがって，大元ウルスは政権の高官任命について，これまでの中国王朝の伝統とは別個の，モンゴル帝国各ウルス通有の新たな書式を採用していたと考えられるのである。

4. 結びにかえて

今回抽出して分析した「大元ウルス高官任命命令文」，さらには他の漢文典籍中のモンゴル時代命令文について，今後いかなる研究をなし得るかを考え，結びにかえたい。

「大元ウルス高官任命命令文」に関しては，まず命令文一通ごとの内容・歴史研究が必要である。これらは政治史・政策史の史料として，まだ十分に利用されていないと考えるからである。著者も【A01】【A02】を拙稿で用いたが（堤 1996，同 1998a)，それ以外にもたとえば，【A13】【A14】からは「南坡の変」直前の英宗スィディバラとテクシの緊迫した関係を読みとりうる。【B07】【B08】からは，順帝トゴン・テムルのおばブダシュリのその時点における政治的地位が読みとれる。文中に箇条書きで挙げられた御史大夫の任務などからは当時の監察の内容についても考察しうるであろう。

また，これら命令文の全体また各通の文献学的・言語学的な分析がより詳細になされなければならない。各通の現代語訳も必要である。

さらに，漢文典籍中の「モンゴル命令文」全般を考えた場合，おおよそでも一体どのような種類・状態のものがどこにどのくらいまとまって存するのか，本稿2章冒頭でも触れ

たが，まず総覧して大分類を行う必要がある。今回の「大元ウルス高官任命命令文」よりも節略・改変の度合いが強いものもあって抽出すら難しい場合もある。もとより一度には完全を期しがたく，新発見と改訂をくり返すことにはなろう。

まずは想定されるのは，文語漢文のいわゆる「漢児聖旨」の書式のものの検索と分析である。陶宗儀『南村輟耕録』巻二十に挙げられた例からは，(1) 冒頭定型句「上天眷命皇帝聖旨」，(2) 宛先「諭…」，(3) 臣下からの提案「拠…奏」，(4) 提案に対する大カアンの裁可「准奏」，(5) 提案を承けての命令「今，…」，(6) 末尾の定型句「故茲詔示，想宜知悉」，(7) 年月日，という要素より成ることが見いだされる。少なくとも (6) の定型句をもつものが『元典章』『元典章新集』冒頭部分の各大カアンの文語での詔勅として 34 通が残されている。

既知の蒙漢合璧碑文と匹敵するほど原形をとどめるかと思しき命令文がおなじく『元典章』礼部・釈道には，7 通収められている。『経世大典』の佚文は，「モンゴル命令文」抽出の対象として優先されるべきと考えられる（たとえば『永楽大典』巻 11598, 10b に載る中統四年三月付の命令文は，クビライ政権初期のものとして注目に値する）。

また，モンゴルから日本へ，高麗から日本へ送られた何通もの「国書」も，まずはどのような形（文書・典籍所収など）でどのくらいあるのかを把握したい（附録 3 の「補：日本史料に載る大元ウルス命令文リスト」はごく一部を挙げたに過ぎない。ほか川添 1980，村井 1988，同 1989 参照。）。そして「モンゴル命令文」さらにはモンゴル時代史の観点から再検討する必要がある。たとえば，著名な「蒙古国牒状」（【N 01】）にしても，末尾に近い「[以] 至用兵，夫孰所好，王其図之」の部分を，現在に至るまでクビライ・カアンの日本に対する重大な脅迫と解釈してきた。だが，「モンゴル命令文」の書式でこの部分は威嚇文言が記される定位置でもある。モンゴル側にとってごく普通の文言に過ぎなかった可能性さえ存するのである。

さらに，ペルシア語文献からの「モンゴル命令文」へのアプローチは，本「大元ウルス高官任命命令文」や『元典章』『経世大典』佚文など所載の命令文との比較研究に道を拓くものである。*Dastūr al-Kātib*『書記規範／典範』の研究が，渡部良子により手がけられている（渡部 2002）。もちろんモンゴル語，さらにはチベット語の文書形態のものの研究は，本稿の 1 章でふれたように比較のための原点として，その重要性は言うまでもない（松川 2002，中村 2002）。

くわえて重要なのは，「モンゴル命令文」の源流と後代への影響の考察である。いったいモンゴルは，これまでの中国王朝の伝統とは別個の，モンゴル帝国各ウルス通有の新たな書式をなぜ・どのようにして採用するに至ったのだろうか。すでに松川節・中村淳によって書式の形成過程については考察が行われている（松川・中村 1993）。さらにその源流はどこまでたどれるのであろうか，東アジアの域内だけで考え得るものではないであろう（漢文典籍では金代に関して『三朝北盟会編』『大金弔伐録』『大金国志』を参照する必要がある。さらに『契丹国志』から『史記』匈奴列伝にまで遡る必要があるかも知れない）。

後代への影響に関しても，明代に関しては山川英彦による洪武帝の白話詔勅の研究（山

川 1983，同 1986）や，大庭脩による豊臣秀吉らへの萬暦帝の誥命の研究（大庭 1971）が思い出されるが，モンゴル時代との関連の考察については，まだほとんど手つかずではなかろうか。清代も同様であろう。

以上に挙げた課題を研究することにより，モンゴル時代の東アジアはじめ，多言語社会における統治情報の伝達，文書行政のあり方，また言語（口頭語，文章語とも）そのもののあり方を考えていく上で有効な成果を得られると考える。これらの課題は厖大なものであり，もとより一部とはなろうが，今後も自らこれらについて考えを進めてゆきたいものである。

後記

本稿は，2002年8月に中国・南京大学で開催された「紀念韓儒林先生誕辰一百周年　元代政治与社会国際学術研討会」International Conference on Mongol-Yuan Studies in Memory of the 100th Anniversary of the Birth of Professor Han Rulin において，"An Introduction to studies on edicts for appointment of Censors-in-chief of the Yuan Dynasty"（Abstract は，"A Study of the Edicts for appointment of Censors-in-chief of the Yuan Dynasty"）と題して発表した内容に基づき，それに増補・改訂を施したものである。発表の際に，コメントをいただいた方々に感謝したい。南京大学の劉迎勝教授からの質問，こうした書式は果たしてこの時代に創始されたものなのか，源流は何だろうか，には本稿の段階では解答を示せなかった。上記のように今後の考えるべき課題の一つである。

なお本稿および2002年中国での発表は，平成十四～十五年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）「大元ウルス（元朝）中国統治政策史の研究」）による研究成果の一部である。

付記：2003年8月に刊行された，宮紀子「モンゴルが遺した「翻訳」言語（上）」（『内陸アジア言語の研究』XVIII）は，本稿作成時には目睹し得なかったが，関連する新見解が多々盛り込まれており参照を願いたい。

■ 附録1.：使用言語・文字・伝存状況より分類したモンゴル時代命令文

（杉山 1989，pp.3-4，小野 1997，pp.204-205）　英語部分は著者による付加。

Edicts in the Mongol-Yuan period （13th and 14th centuries） and their styles：Classification of the edicts according to their language, letter/character and existing state （Sugiyama1989; Ono1997）

1. ウイグル文字モンゴル語の文書・碑刻・典籍　Mongolian documents, inscriptions and books in Uigur script
2. ウイグル文字モンゴル語と直訳体白話風漢文との対訳合璧碑刻　Bilingual inscriptions in Mongolian in Uigur script and Chinese translated word-for-word from Mongolian
3. ウイグル文字モンゴル語とペルシア語との対訳合璧文書　Bilingual documents in Mongolian in Uigur script and Persian
4. ウイグル文字モンゴル語とアラビア語との対訳合璧文書　Bilingual documents in Mongolian in Uigur script and Arabic
5. パスパ文字モンゴル語の文書・碑刻　Mongolian documents and inscriptions in 'Phags-pa Script
6. パスパ文字モンゴル語と直訳体白話風漢文との対訳合璧碑刻　Bilingual inscriptions in Mongolian in' Phags-pa script and Chinese translated word-for-word from Mongolian
7. ウイグル文字テュルク語の文書　Turkic documents in Uigur Script
8. アラビア文字アラビア語の文書・典籍　Arabic documents and books in Arabic Script
9. アラビア文字ペルシア語の文書・碑刻・典籍　Persian documents, inscriptions and books in Arabic

Script
10. チベット語の文書・碑刻　Tibetan documents and inscriptions
11. チベット語と直訳体白話風漢文との対訳合璧碑刻　Bilingual inscriptions in Tibetan and Chinese translated word-for-word from Tibetan
12. モンゴル語直訳体白話風漢文の碑刻・典籍　Inscriptions and books in Chinese translated word-for-word from Mongolian
13. 文語・吏牘漢文の碑刻・典籍・書簡　Inscriptions, books and letters in classical Chinese or petty official style Chinese
14. パスパ文字文語漢文の碑刻・典籍　Inscriptions, books in classical Chinese in 'Phags-pa Script
15. ラテン語訳の国書・書簡　Letters in Latin translation
16. ロシア語訳の文書・典籍　Documents and books in Russian translation

● 補：発令過程についての仮説（杉山 1989，p.2，小野 1997，p.205）　箇条書きへの変更，英語部分の付加は著者による。
1. 大カアン以下の命令者による口頭による発令 Great Qa'an etc. as an orderer issues oral orders, mostly in Mongolian.
2. ビチクチ（書記）によるウイグル文字による文書化 "Documentation" in Uighur script by *bičikči* (secretary/scribe)
3. 必要に応じて発令対象者・対象地の言語への翻訳　Translation into the language of recipient of announcement (when necessary). 翻訳場所は，a. 発令地，または b. 当文書を伝達する在地官庁。The place of translation: a. the place of issuing, b. the place of the local government office

■附録 2.：モンゴル時代命令文の書式分析

（小野 1997,p.206，松川 1995,pp.36-46，本田 1983,pp.94-95）表形式への変更は著者によるもの。

大元ウルス高官任命命令文の書式

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
(1) 題名（典籍編纂時の追加か）	(1) 題名（典籍編纂時の追加か）	(1) 題名（典籍編纂時の追加か）
(2) 年月日（典籍編纂時に末尾から移動か）	(2) 年月日（典籍編纂時に末尾から移動か）	(2) 年月日（典籍編纂時に末尾から移動か）
(3) 冒頭定型句		(3) 冒頭定型句
(4) 宛名（発令対象者）		
(5) 先例・いきさつ	(3)（御史臺）官による上奏	
(6) 発布宣言	(4) 大カアンの裁可	(4) 大カアンによる任命

小野によるモンゴル語命令文の書式		松川の「大元ウルス書式」	本田によるモンゴルのアミールたちの職務任命書の形式
1.冒頭定型句		権限授与	
		発令者名 Intitulatioと型宣言	
2.宛名:（発令対象者）		通知先 Pubulivcatio	1.関係者の連記
3.本文	a.先例	正統性の表示	2.被任命者の資質・勲功ないし任命の経緯
		背景説明 Narratio	
	b.新規の内容	指令1 Dispositio to Inscriptio	3.職務内容

(7)被任命者への命令						発令対象者 Inscriptio	4.発布宣言
(8)発令対象者への命令と威嚇文言						指令2 Dispositio to Pubricatio	5.関係者の周知事項
(9)被任命者への威嚇文言					c.授与者が越権行為をしないための威嚇	威嚇文言	6.被任命者の権限・義務
							7.俸給
(10)末尾定型句(典籍編纂時には発令地は節略)	(5)末尾定型句	(5)末尾定型句		4.発令年月日と発令場所		結びの定型	8.書写日付

●補：書式分析についての補説（小野 1997, p.206）

3（本文）：命令文の目的により，a,b,c の要素がそろう場合とそろわない場合がある。

1,2,4（本文以外）：不可欠。1（冒頭定型句）の存在と 1,2,3,4 の書式配列順は，モンゴル命令文に独自のあり方である。

■附録 3.：『憲臺通紀』『南臺備要』『元典章』所載の高官任命命令文リスト

Appendix 3：List of the edicts for appointment of high officials contained in *Xiàntáit ōngjì, Nántáibèiyào and Yuándiǎnzhāng*.

※ 略号 abbreviations： 憲正：『憲臺通紀』正集，憲続：『憲臺通紀続集』，南：『南臺備要』，永：『永楽大典』，典：『大元聖政国朝典章』（元典章），新：『大元聖政典章新集至治条例』（いわゆる元典章新集）。

※ A～C 各タイプに年代順に並べて番号を付けた。同一の命令文が複数の典籍に載る場合には，『憲臺通紀』およびその続集の場合は X，『南臺備要』は N，『元典章』およびその新集の場合は，Y を後に加えた。

※ 『憲臺通紀』『憲臺通紀続集』『南臺備要』については，おのおの全部の題目に通し番号を付けた。たとえば「憲正 01」とあるのは，『憲臺通紀』正集の一番目の題目の文書を表す。『元典章』および新集の場合は，今回抽出した命令文のみの通し番号である。なお，『永楽大典』『元典章』および新集について，収録の巻数と葉数を表示してある。

※ ローマナイズおよびカタカナで示した人名表記は推定を含む。拼音を示したものは現在推定し得ていないものである。

● A タイプ　Type A：28 通

【A 01】（典 01「強占民田回付本主」，『元典章』19,3a, 田宅，民田）至元十三年（西暦 1276 年）十二月，中書左丞相アジュ（Aju 阿朮）を長とする行中書省を遣わして撫諭させることを命じたクビライ（Qubilai, 世祖）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。参照：『元史』巻 9,15a-b, 世祖本紀，至元十三年十二月庚寅。Qubilai's edict ordering Aju to stabilize administration of South China.（堤 1996, pp85-86 参照）

【A 02】（南 01「立行御史臺命相威為御史大夫制」，永 2610,1b）至元十四年（西暦 1277 年），センウ（*Seng'ü 相威）を長とする行御史臺に監察を命じたクビライ（Qubilai, 世祖）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Qubilai's edict appointing Seng'ü to Censor-in-chief of Branch Censorate, and orders to carry out inspection.（堤 1998, pp.180-182 参照）

【A 03-Y】（典 02「（肅臺綱）」，『元典章』2,3a, 聖政一，肅臺綱）至元三十一年（西暦 1294 年）七月，録軍国重事・御史大夫の月魯那演（Örlüg Noyan）に首振臺綱を命ずるテムル（Temür, 成宗）聖旨

(ǰarliγ)。文語漢文。Qubilai's edict ordering Örlüg Noyan to enforce official discipline.

【A 03-X】(憲正 19b「風憲官吏贓罪加重」, 永 2608,8b-9a) 至元三十一年(西暦 1294 年)七月, 月魯那演(Örlüg Noyan)太師・録軍国重事・御史大夫に首振臺綱を命じるテムル(Temür, 成宗)聖旨(ǰarliγ)。文語漢文。Qubilai's edict ordering Örlüg Noyan to enforce official discipline.

【A 04-Y】(典 03「立行御史臺官」,『元典章』5,7a, 臺綱一, 行臺)大德八年(西暦 1304 年)三月二十四日, 阿里馬(Ālǐmă)を行御史臺大夫に任じるテムル(Temür, 成宗)聖旨(ǰarliγ)。直訳体漢文。[A03]。Temür's edict appointing Ālǐmă to Censor-in-chief of Branch Censorate.

【A 04-X】(憲正 08「立行御史臺官」, 永 2608,5b)大德八年(西暦 1304 年)三月二十四日, 阿里馬(Ālǐmă)を行御史臺大夫に任命するテムル(Temür, 成宗)聖旨(ǰarliγ)。直訳体漢文。Temür's edict appointing Ālǐmă to Censor-in-chief of Branch Censorate.

【A 05】(典 04「(飭官吏)」,『元典章』2,5b, 聖政一, 飭官吏)大德十年(西暦 1306 年)五月十八日, 右丞相・荅剌罕のアクタイ(Āhūtái 阿忽台)ら中書省官に従新整治を命じるテムル(Temür, 成宗)聖旨(ǰarliγ)。文語漢文。Temür's edict ordering Āhūtái to enforce official discipline.

【A 06-Y】(典 05「整治臺綱」,『元典章』5,4a-b, 臺綱一, 内臺)大德十一年(西暦 1307 年)十月十五日, トクト(Toγto 脱脱)を御史大夫に, ジルガラン(J̌irγalang 只児哈郎)を御史中丞に任じるカイシャン(Qaišan, 武宗)聖旨(ǰarliγ)の節該。直訳体漢文。Qaišan's edict appointing Toγto to Censor-in-chief of Censorate, and of J̌irγalang to Vice Censor-in-chief (abridged).

【A 06-X】(憲正 36a「整治臺綱」, 永 2608,14b-15a) 羊児年 / 大德十一年(西暦 1307 年)十月十五日, トクト(Toγto 脱脱)奉国公右丞相を御史大夫に, ジルガラン(J̌irγalang 只児哈郎)を御史中丞に任命し, 整治臺綱を命ずるカイシャン(Qaišan, 武宗)聖旨(ǰarliγ)の節該。直訳体漢文。Temür's edict appointing Toγto to Censor-in-chief of Censorate, Jirγalang to Vice Censor-in-chief and appointing them to enforce official discipline (abridged).

【A 07】(典 06「(振臺綱)」,『元典章』2,1b-2a, 聖政一, 振臺綱)至大元年(西暦 1308 年)七月, タシュブカ(Taš buqa 塔思不花)を中書右丞相に, 乞台普済(Qǐtáipǔji)を中書左丞相に任じるカイシャン(Qaišan, 武宗)聖旨(ǰarliγ)。文語漢文。Qaišan's edict appointing Taš buqa to Grand Councilor of Secretariat, and Qǐtáipǔji to Vice Grand Councilor.

【A 08】(南 29「整治臺綱制」, 永 2810,9b-10a) 至大二年(西暦 1309 年)三月二十二日, ジルガラン(Jirγalang 只児哈郎), イルギ(Yěérjí 也児吉)二人を御史大夫に任じ, 整治臺綱を命じるカイシャン(Qaišan, 武宗)聖旨(ǰarliγ)。直訳体漢文。Qaišan's edict appointing both Jirγalang and Yěérji to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 09】(南 31「整治臺綱制」, 永 2810,10b-11a) 至大三年(西暦 1310 年)八月初二日, クラチュ(Hūláchū 忽剌出), 厘日(Lǐrì)二人を御史大夫に任じ, 整治臺綱を命じるカイシャン(Qaišan, 武宗)聖旨(ǰarliγ)。直訳体漢文。Qaišan's edict appointing both Hūláchū and Lǐrì to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 10】(憲正 41「命塔出不花[塔]失海牙並為御史大夫制」, 永 2608,15a-16a) 皇慶元年(西暦 1312 年)正月, 中書左丞相タシュブカ(Taš buqa 塔思不花), 河南省平章タシュカヤ(Taš qaya 塔失海牙)の二人を御史大夫に任じ, 整治臺綱を命じるアユルバルワダ(Ayurbarwada, 仁宗)聖旨(ǰarliγ)。直訳体漢文。Ayurbarwada's edict appointing both Taš buqa and Taš qaya to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 11】(憲正 52「命伯忽脱歓答剌罕並為御史大夫制」, 永 2608,17b) 延祐三年(西暦 1316 年)六月, 太傅・御史大夫のバイクゥ(Baiqu 伯忽), 御史大夫トゴン・ダルハン(Toγon darqan 脱歓答剌罕)に整飭臺綱, 作新風憲を命ずるアユルバルワダ(Ayurbarwada, 仁宗)聖旨(ǰarliγ)。文語漢文。Ayurbarwada's edict ordering Baiqu and Toγon darqan to enforce official discipline and further inspection.

【A 12-Y】(典 07「整治臺綱」, 新集, 朝綱, 御史臺 1 a-b) 羊児年 / 延祐六年(西暦 1319 年)十二月初四日, トクトガ(Toγto-γa), テムルブカ(Temür buqa)を御史大夫に任じ, 整治臺綱を命ずるアユルバルワダ(Ayurbarwada, 仁宗)聖旨(ǰarliγ)。直訳体漢文。[A 12-X] と同じ聖旨だが, 字句に相違あり。Ayurbarwada's edict appointing both Toγto-γa and Temür buqa to Censors-in-chief of

Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 12-X】（憲正 60「命脱禿哈帖木児不花並為御史大夫制」，永 2608,18b-19b）延祐六年（西暦 1319 年）十二月十一日，トクトガ（Toγto-γa），テムルブカ（Temür buqa）を御史大夫に任じ，整治臺綱を命ずるアユルバルワダ（Ayurbarwada, 仁宗）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。［A 12-Y］と同じ聖旨だが，字句に相違あり。Ayurbarwada's edict appointing both Toγto-γa and Temür buqa to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 13】（南 37「振挙臺綱制」，永 2810,14b-15b）至治三年（西暦 1323 年）正月，御史大夫テクシ（Tegsi 帖實）に振挙臺綱を命ずるスィデバラ（Sidibala, 英宗）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Sidibala's edict ordering Tegsi to enforce official discipline.

【A 14】（南 38「開言路制」，永 2610,15b）至治三年（西暦 1323 年）五月十二日，御史大夫テクシ（Tegsi 帖實）を長とする御史臺の官，監察御史，廉訪司官らに，より頻繁な上奏を命ずるスィデバラ（Sidibala, 英宗）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Sidibala's edict ordering Tegsi to report him more frequently.

【A 15】（憲正 65「命禿忽魯紐澤並為御史大夫制」，永 2608,20a-21a）泰定元年（西暦 1324 年）四月初五日，トクル（Tūhūlǔ禿忽魯）・紐澤（Niǔzé）二人を御史大夫に任じ，従新整治を命じるイスンテムル（Yisün temür, 泰定帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Yisün temür's edict appointing both Tūhūlǔ and Niǔzé to Censors-in-chief of Censorate, and appointing to enforce official discipline.

【A 16】（南 39「整治臺綱」，永 2610,15b-16a）泰定二年（西暦 1325 年）十一月十三日，中書左丞相ダウラト・シャー（Daulat shāh 倒剌沙）と紐澤（Niǔzé）の二人を御史大夫に任命するイスンテムル（Yisün temür, 泰定帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Yisün temür's edict appointing both Daulat shāh and Niǔzé to Censors-in-chief of Censorate.

【A 17】（憲正 66「命伯顔亦列赤並為御史大夫制」，永 2608,21a-b）天暦元年（西暦 1328 年）十二月十七日，バヤン（Bayan 伯顔）を太尉・開府儀同三司・御史大夫に，イルチ（Ilči 亦列赤）を光禄大夫・御史大夫に任じ，首振臺綱を命じるトクテムル（Toq temür, 文宗）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文，A タイプ。Toq temür's edict appointing both Bayan and Ilči to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 18】（憲正 70「命帖木児不花玥珞博華並為御史大夫制」，永 2608,23a-b）至順元年（西暦 1330 年）三月十三日，開府儀同三司・上柱國・録軍国重事・中書左丞相のテムルブカ（Temür buqa 帖木児不花），太禧宗禋使の玥珞博華（Yuèluò Böke）を御史大夫に任じ，首振臺綱を命じるトクテムル（Toq temür, 文宗）聖旨（ǰarliγ）の節該。文語漢文と直訳体漢文の混淆。Toq temür's edict appointing both Temür buqa and Yuèluò Böke to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline （abridged）.

【A 19】（憲正 73「命脱別台唐其勢並為御史大夫制」，永 2608,24a-b）元統元年（西暦 1333 年）六月二十四日，トベテイ（Töbe'etei 脱別台），唐其勢（Tángqishì）を御史大夫に任じ，首振臺綱を命じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文，冒頭の宛名のみ直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing both Töbe'etei and Tángqishì to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 20】（南 41「振挙臺綱制」，永 2610,17b-18a）元統二年（西暦 1334 年）四月十五日，唐其勢（Tángqishì），マジャルタイ（Mǎzhāértài 馬扎児台）をともに御史大夫に任じ，粛清風紀・振挙臺綱を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文と文語漢文の混淆，。Toγon temür's edict ordering Tángqishì and Mǎzhāértài to enforce official discipline and further inspection.

【A 21】（南 43「首振臺綱」，永 2610,18a-b）後至元二年（西暦 1336 年）四月，知枢密院使テムルブカ（Temür buqa 帖木児不花），中書平章政事サアディー（Sa'dī 撒廸）を御史大夫に任じ，首振臺綱を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文と文語漢文の混淆，。Toγon temür's edict appointing both Temür buqa and Sa'dī to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 22】（憲続 12「作新風憲制」，永 2609,4b-6a）後至元六年（西暦 1340 年）八月初一日，怯薛官・宣

徽院使のベルケブカ（Berke buqa 別里怯不花），嶺北省平章のエセンテムル（Esen temür 也先帖木児）を御史大夫に任じ，振挙臺綱を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文と文語漢文の混淆。Toγon temür's edict appointing both Berke buqa and Esen temür to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A 23】（憲続 26「作新風憲制」，永 2609,8b-9b）至正三年（西暦 1343 年）三月十二日，御史大夫バイサリ（Băisălĭ 伯撒里），御史大夫エセンテムル（Esen temür 也先帖木児）に首振臺綱・作新風憲を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Toγon temür's edict ordering Băisălĭ and Esen temür to enforce official discipline and further inspection.

【A 24】（憲続 34「作新風憲制」，永 2609,11b-12b）至正五年（西暦 1345 年）七月二十五日，開府儀同三司エセンテムル（Esen temür 也先帖木児）と銀青栄録大夫テムルタシュ（Temür taš 帖睦爾達實）二人を御史大夫に任じ，振粛臺綱・作新風紀を命じ，中外に布告するトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Toγon temür's edict appointing both Esen temür and Temür taš to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline

【A 25】（憲続 38「作新風憲制」，永 2609,13a）至正六年（西暦 1346 年）八月十一日，知枢密院事イリンチバル（Irinǰibal　亦憐真班）と宣徽使太平（Tàipíng）の二人を御史大夫に任じ，首振臺綱・作新風憲を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Toγon temür's edict appointing both Irinǰibal and Tàipíng to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A26】（憲続 51「作新風憲制」，永 2609,15b-18a）至正七年（西暦 1347 年）七月十七日，金紫光禄大夫・江浙等処行中書省左丞相ドルジ（Dorǰi 朶児只）と銀青栄禄大夫・江南諸道行御史臺御史大夫ナリン（Narin 納麟）を御史大夫に任じ，振挙臺綱を命じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Toγon temür's edict appointing both Dorǰi and Narin to Censors-in-chief of Censorate, and appointing them to enforce official discipline.

【A27】（南 53「整治臺綱」，永 2610,24a-25b）至正九年（西暦 1349 年）七月（年代は『元史』巻 42，順帝本紀五に基づく推定），知枢密院事エセンテムル（Esen temür 也先帖木児）を再び御史大夫に任じ，首振臺綱を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Toγon temür's edict for the re-appointment of Esen temür to Censor-in-chief of Censorate, and appointing him to enforce official discipline.

【A28】（南 69「開読」，永 2611,9b-10a）至正十二年（西暦 1352 年）八月二十七日（丁卯。年代は『元史』巻 42，順帝本紀五に基づく推定），荅剌罕・太傅・中書右丞相トクト（Toqto 脱脱）に，便宜従事を命ずるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文。Toγon temür's edict ordering Toqto to manage at his discretion.

● B タイプ　Type B：　10 通

【B 01】（憲正 21「命只児哈郎為御史大夫」，永 2608,9a-b）元貞元年（西暦 1295 年）正月初八日，ジルガラン（J̌irγalang 只児哈郎）を御史大夫に任じるテムル（Temür, 成宗）聖旨（ǰarliγ）を引用する中書省の劄付。直訳体漢文。Temür's edict appointing J̌irγalang to Censor-in-chief of Censorate.

【B 02】（憲正 22「命禿忽赤為御史大夫」，永 2608,9b）元貞二年（西暦 1296 年）正月二十日，トクチ（Toqči 禿忽赤）を御史大夫に任じるテムル（Temür, 成宗）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Temür's edict appointing Toqči to Censor-in-chief of Censorate.

【B 03】（憲正 23「命頑閭為侍御史」，永 2608,9b）元貞二年（西暦 1296 年）二月初五日，頑閭（Wánlú）を侍御史に任じるテムル（Temür, 成宗）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Temür's edict appointing Wánlú to Attendant Censor of Censorate.

【B 04-N】（南 21「命徹里為南臺御史大夫」，永 2610,7b）大徳二年（西暦 1298 年）三月十七日，徹里（Chélĭ）を江南行臺御史大夫に任じ，アラーウッディーン（'Alā al-Dīn 阿老瓦丁）に江南行臺御史大夫を罷めさせるテムル（Temür, 成宗）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Temür's edict appointing Chèlĭ to Censor-in-chief of Censorate and for the dismissal of 'Alā al-Dīn to Censor-in-chief.

【B 04-X】（憲正 28「命徹里為南臺御史大夫」，永 2608,11b-12a）大德二年（西暦 1299 年）三月十七日，徹里（Chélĭ）を江南行臺御史大夫に任じ，アラーウッディーン（阿老瓦丁）に江南行臺御史大夫を罷めさせるテムル（Temür, 成宗）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Temür's edict appointing Chélĭ to Censor-in-chief of Censorate and for the dismissal of 'Alā al-Dīn to Censor-in-chief.

【B 05】（憲正 53「加脱歓荅剌罕大夫散官」，永 2608,17b-18a）延祐三年（西暦 1316 年）七月十二日，トゴン・ダルハン（Toγon darqan 脱歓荅剌罕）大夫に散官を加えることを命じるアユルバルワダ（Ayurbarwada, 仁宗）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。トゴン・ダルハンに金紫光禄大夫の散官を加える中書省の箚付（文語漢文）を付す。Ayurbarwada's edict adding prestige title to Toγon darqan.

【B 06】（憲正 72「命亦釈董阿為御史中丞」，永 2608,24a）至順三年（西暦 1332 年）五月二十七日，河南省平章亦釈董阿（Yìshìdǒng'ā）を御史中丞に任じるトクテムル（Toq temür, 文宗）聖旨(jarliγ)。直訳体漢文。Toq temür's edict appointing Yìshìdǒng'ā to Vice Censor-in-chief of Censorate.

【B 07】（憲正 74「命普化為御史中丞」，永 2608,24b）後至元元年（西暦 1335 年）十一月二十六日，治書侍御史ブカ（Buqa 普化）を御史中丞に，徽政院副使のベルケブカ（Berke buqa 別里可不花）を侍御史に，吏部尚書のトクト（Toγon 脱脱）を治書侍御史に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）およびブダシュリ太皇太后（文宗 卜答失里 Buddha śrī 皇后）懿旨（Iǰi）。直訳体漢文。Edicts of Toγon temür and Buddha śrī appointing Buqa and the rest to high officials of Censorate.

【B 08】（憲続 02「命脱脱為御史大夫」，永 2609,2a）後至元四年（西暦 1338 年）四月初八日，御史中丞トクト（Toγto 脱脱）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）およびブダシュリ太皇太后（文宗 卜答失里 Buddha śrī 皇后）懿旨（Iǰi）。直訳体漢文。Edicts of Toγon temür and Buddha śrī appointing Toγto to Censor-in-chief of Censorate.

【B 09】（憲続 30「命也先帖木児帖睦爾達實並為御史大夫制」，永 2609,10a-b）至正四年（西暦 1344 年）八月三十日，エセンテムル（Esen temür 也先帖木児）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）およびテムルタシュ（Temür taš 帖睦爾達實）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Esen temür and Temür taš to Censors-in-chief of Censorate.

【B 10】（憲続 31「加授散官」，永 2609,10b）至正四年（西暦 1344 年）九月十八日，臺大夫エセンテムル（Esen temür 也先帖木児）に開府儀同三司の散官を，テムルタシュ（Temür taš 帖睦爾達實）に銀青栄禄大夫の散官を与えるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）の節該および九月二十七日，エセンテムルとテムルダシに「知経筵」を命じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）。ともに直訳体漢文。以上の二つの聖旨を伝達する十一月初四日の中書省の箚付。Toγon temür's edict appointing Esen temür and Temür taš to honorary post.

◉ C タイプ Type B： 11 通

【C 01】（憲正 45「命伯忽為御史大夫」，永 2608,16b）皇慶二年（西暦 1313 年）正月初二日，バイクゥ（Baiqu 伯忽）を御史大夫に任じるアユルバルワダ（Ayurbarwada, 仁宗）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Ayurbarwada's edict appointing Baiqu to Censor-in-chief of Censorate.

【C 02】（憲正 46「命脱歓為御史大夫」，永 2608,16b）皇慶二年（西暦 1313 年）三月初六日，トゴン（Toγon 脱歓）を御史大夫に任じるアユルバルワダ（Ayurbarwada, 仁宗）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Ayurbarwada's edict appointing Toγon to Censor-in-chief of Censorate.

【C 03】（憲正 58「命朶児只為御史中丞」，永 2608,18b）延祐四年（西暦 1317 年）三月初七日，ドルジ（Dorǰi 朶児只）を御史中丞に任じるアユルバルワダ（Ayurbarwada, 仁宗）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Ayurbarwada's edict appointing Dorji to Vice Censor-in-chief of Censorate.

【C 04】（憲続 08「命也先迭木児為御史大夫制」，永 2609,4a）後至元六年（西暦 1340 年）二月十六日，嶺北省平章エセンテムル（Esen temür 也先迭木児）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（jarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Esen temür to Censor-in-chief of Censorate.

【C 05】（憲続 15「命伯撒里為御史大夫制」，永 2609,6a）後至元六年（西暦 1340 年）十一月初一日，河南省平章バイサリ（Băisălĭ伯撒里）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Băisălĭ to Censor-in-chief of Censorate.

【C 06】（憲続 17「命亦憐真班為御史大夫制」，永 2609,6b）至正元年（西暦 1341 年）正月初二日，南臺中丞イリンチバル（Irinǰibal 亦憐真班）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Irinǰibal to Censor-in-chief of Censorate.

【C 07】（憲続 24「命也先帖木児為御史大夫制」，永 2609,8a）至正元年（西暦 1341 年）十二月二十二日，枢密院知院エセンテムル（Esen temür 也先帖木児）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Esen temür to Censor-in-chief of Censorate.

【C 08】（憲続 35「命太平為御史大夫制」，永 2609,12b）至正五年（西暦 1345 年）十月初二日，太平を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。

【C 09】（憲続 37「命亦憐真班為御史大夫制」，永 2609,13a）至正六年（西暦 1346 年）七月初七日，イリンチバル（Irinǰibal 亦憐真班）を御史大夫に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Irinǰibal to Censors-in-chief of Censorate.

【C 10】（憲続 43「命納麟為御史大夫制」，永 2609,14b）至正七年（西暦 1347 年）三月十四日，南臺大夫ナリン（Narin 納麟）を内臺左大夫（次席の御史大夫）に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Narin to the next Censors-in-chief of Censorate.

【C 11】（憲続 47「命朶児只為御史大夫制」，永 2609,14b-15a）至正七年（西暦 1347 年）五月初三日，江浙省丞相ドルジ（Dorǰi 朶児只）を御史臺右大夫（首席の御史大夫）に任じるトゴンテムル（Toγon temür, 順帝）聖旨（ǰarliγ）。直訳体漢文。Toγon temür's edict appointing Dorǰi to top Censors-in-chief of Censorate.

●補：日本史料に載る大元ウルス命令文リスト（一部）

Partial list of the Mongol edicts in Japanese resources.

【N 01】（「蒙古國牒狀」，宗性『調伏異朝怨敵抄』（東大寺図書館蔵））至元三年（西暦 1266 年）八月，日本国王に通交を求めるクビライ（Qubilai, 世祖）の書状。文語漢文，A タイプ。A letter of Qubilai addressed to the king of Japan for requesting diplomatic relation. "Mōkokoku chōjō ", Sōshō, in *Chōbuku Ichō Onteki shō* (manuscript, belongs to the Tōdaiji library in Nara).

【N 02】（「宣諭日本国詔文」，瑞渓周鳳『善隣国宝記』所収，愚渓如智「海印接待庵記」）癸未／至元二十年（西暦 1283 年），日本国王に来朝を求めるクビライ（Qubilai, 世祖）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文，A タイプ。"An edict of Qubilai addressed to the king of Japan for requesting his visitation. Nippon koku wo Senyu-suru shōbun (Senyu Nippon koku shōbun)", in Zuikei Shuhō, *Zenrin kokuhōki.*

【N 03】（「元朝寄日本書」，『金澤文庫古文書』第九輯佛事篇下，6773）大德三年（西暦 1299 年。もと元年とあるのは誤り）三月，日本国王に通交を求めるテムル（Temür, 成宗）聖旨（ǰarliγ）。文語漢文，A タイプ。"An edict of Temür addressed to the king of Japan for requesting diplomatic relation. Genchō no Nippon ni yosuru sho (Genchō ki Nippon sho)", in *Kanesawa Bunko Komonjo IX, No 6773*

■文献一覧

A. 史料

・『憲臺通紀』『憲臺通紀続集』（『永楽大典』巻 2608,2609 所収）
・『南臺備要』（『永楽大典』巻 2610, 2611 所収）
・『大元聖政國朝典章』（『元典章』），『大元聖政典章新集至治条例』（いわゆる『元典章新集』）。
・元，蘇天爵輯『國朝文類』巻十一～巻十二 制，巻四十～四十二　経世大典序録。

・元，脱脱奉勅撰『元史』
・宋，宋敏求輯『唐大詔令集』巻四十四～巻六十，大臣。
・宋，李昉等奉勅撰『文苑英華』巻三百八十～巻四百十九，中書制誥；巻四百二十～四百六十一，翰林制詔。
・宋，闕名輯『宋大詔令集』巻五十一～巻七十，宰相；巻九十四～一百四，将帥・軍職・武臣。
・明，陶宗儀『南村輟耕録』巻二十，「漢児聖旨」
・仁井田陞『唐令拾遺』東京，東京大學出版會，1993 年;仁井田陞，池田温ら編『唐令拾遺補』東京，東京大学出版会，1997 年。公式令第二十一・制書式ほか。
・Muhammad b. Hindūshāh Nakhchivānī, Алиｰзаде, А.А. (ed.), *Дастур ал-Катиб фи-Тайин ал-Маратиб*, 3 vols., Москва, 1964-1976. *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*,『官職任命のための書記規範』
・「蒙古國牒狀」（NHK 取材班編『大モンゴル 3』，東京　角川書店，1992 年。pp.56-57 図版;宗性『調伏異朝怨敵抄』所収。東大寺図書館蔵写本）
・『金澤文庫古文書』第九輯　佛事篇下，横浜，金澤文庫，1956 年。
・田中健夫編『日本史料　善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』，東京　集英社，1995 年。

B. 研究（ABC 順）

・鄭・金・佐藤 Cheong & Kin & Satou2002: 鄭光・金文京・佐藤晴彦「「漢児言語」と「蒙文直訳体」」解説の五，金文京・玄幸子・佐藤晴彦訳注『老乞大－朝鮮中世の中国語会話読本』平凡社東洋文庫 699，2002 年，pp.368-375.
・海老沢 Ebisawa1976 :「『元典章』の聖旨に関する一問題」『木村正雄先生退官記念東洋史論集』，1976 年，pp.209-222.
・海老沢 Ebisawa1984 :「『元典章』の聖旨に関する覚書」大川富士夫編『中国史上よりみた中国文化の伝播と文化変容』昭和 58 年度科学研究費補助金（総合研究 A）研究成果報告書，1984 年，pp.114-122.
・本田 Honda1959 : 本田實信「フラグ・ウルスのイクター制」，本田『モンゴル時代史研究』，東京大学出版会，1991 年。pp. 233-260, 原載は 1959 年。
・本田 Honda1982 : 本田實信「モンゴルの遊牧的官制」,『モンゴル時代史研究』，東京大学出版会，1991 年。pp. 69-82, 原載 1982 年。
・本田 Honda1983 : 本田實信「ジャライル朝のモンゴル・アミール制」『モンゴル時代史研究』，東京大学出版会，1991 年 , pp.83-99, 原載 1983 年。
・本田 Honda1965: 本田實信「モンゴル・トルコ語起源の術語―語尾-mishi をもつもの―」，『モンゴル時代史研究』，東京大学出版会，1991 年 , pp.405-456, § 14　tüsemiši～tüšemiši, pp.424-425, 原載 1965 年。
・イリンチン Irinčin1982 : 亦邻真「元代硬译公牍文体」『元史论丛』第一辑，1982 年。 pp.164-178 ; 加藤雄三訳「元代直訳公文書の文体」『内陸アジア言語の研究』 X Ⅵ，2001 年 , pp.155-172.
・京大東洋史 1954: 京都大学東洋史研究室『通制条格憲臺通紀目次索引』京都大学東洋史研究室，1954 年，78p.
・川添 Kawazoe1980: 川添昭二「外交文書」『日本古文書学講座第 5 巻中世編Ⅱ』雄山閣出版，1980 年所収，pp.269-288.
・松川 Matsukawa1995 : 松川節「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』29 号史学篇，1995 年，pp.25-52.
・松川 Matsukawa2002: 松川節「新発表のモンゴル語命令文碑 3 件」松田孝一編『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』平成 12 ～ 13 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書，2002 年 3 月，pp.55-67.
・村井 Murai1988: 村井章介「日明交渉史の序幕――幕府最初の遣使にいたるまで」『アジアの中の中世日本』校倉書房，1988 年所収，pp.238-293。

・村井 Murai1989: 村井章介「文書に見る国家と社会——対外関係を軸に」『週刊朝日百科日本の歴史・別冊』歴史の読み方 5　文献史料を読む・中世，朝日新聞社，1989 年，pp.55-61.
・内藤 Naitou1917: 内藤虎次郎「憲臺通紀考證」『内藤湖南全集第 7 巻』筑摩書房，1970 年，pp535-547. 所収，原載 1917 年。
・中村 Nakamura2002: 中村淳「元代チベット命令文研究序説」松田孝一編『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』平成 12 ～ 13 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書，2002 年 3 月，pp.69-85.
・中村・松川 Nakamura & Matsukawa1993 : 中村淳，松川節「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』Ⅷ，1993 年。pp.1-92, 8 plates.
・小野 Ono1997 : 小野浩「とこしえなる天の力のもとに」『岩波講座世界歴史 11』，岩波書店，1997 年。pp.203-226.
・大庭 Ooba1971: 大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命について—我が国に現存する明代の誥勅—」『関西大学東西学術研究所紀要』第 4 集，1971 年。pp.29-77, 4 figs.（『古代中世における日中関係史の研究』，同朋舎出版，1996 年に一部所収）
・太田 Oota1954: 太田辰夫「漢児言語について」『神戸外大論叢』5-3,1954 年，『中国語史通考』白帝社，1988 年，pp.253-282. 所収。
・杉山 Sugiyama1989 : 杉山正明「元代蒙漢合璧命令文の研究（一）」『内陸アジア言語の研究』Ⅴ，1989 年 , pp.1-31, 2 plates.
・杉山 Sugiyama1995: 杉山正明「大元ウルスの三大王国—カイシャンの奪権とその前後—（上）」『京都大学文学部研究紀要』第 34，1995 年，pp.92-150。（pp.140-145 に泰定帝イスンテムルの即位詔の研究がある。）
・高橋 Takahashi1991: 高橋文治「太宗オゴデイ癸巳年皇帝聖旨訳注」『追手門学院大学文学部紀要』25，1991 年，pp.1-18.
・堤 Tsutsumi1996 : 堤一昭「元朝江南行臺の成立」『東洋史研究』54-4，1996 年。pp.71-102, fig.1.
・堤 Tsutsumi1998a : 堤一昭「大元ウルスの江南駐屯軍」『大阪外国語大学論集』19，1998 年。pp.173-198.
・堤 Tsutsumi1998b : 堤一昭「大元ウルス江淮・江浙統治首脳の二系統—モンゴルの江南支配体制—」史学会第九六回大会東洋史部会，研究発表レジュメ，1998 年 11 月 15 日，東京大学。資料 6 ：憲臺通紀・憲臺通紀続集・南臺備要等に見える御史臺高官任命文書
・堤 Tsutsumi2000a : 堤一昭「大元ウルス治下江南初期政治史」『東洋史研究』58-4，2000 年。pp.1-32, fig.1.
・堤 Tsutsumi2000b : 堤一昭「大元ウルス江南統治首脳の二家系」『大阪外国語大学論集』22，2000 年。pp.193-218.
・渡部 Watabe2002: 渡部良子「『書記典範』の成立背景—14 世紀におけるペルシア語インシャー手引書編纂とモンゴル文書行政—」『史学雑誌』第 111 編第 7 号，2002 年，pp.1-31。
・山川 Yamakawa1983: 山川英彦「『戒庵老人漫筆』に見える白話資料」『神戸外大論叢』34-3，1983 年，pp.27-38.
・山川 Yamakawa1986: 山川英彦「『弇山堂別集』所引白話詔令考」『神戸外大論叢』37-4，1986 年，pp.23-35.

（2003．6．30 受理）